

1. 開催日時 平成28年9月9日(金)午前9時30分から10時20分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (22人)

会長	三浦房雄君	会長職務代理者	川崎良巳君
3番	中川原隆雄君	4番	佐々木克文君
5番	時田宏君	6番	上山和男君
7番	久保隆藏君	8番	鈴木勝利君
9番	中川原一義君	10番	中里光朋君
11番	岩井壽美雄君	12番	鳥谷部孝雄君
13番	三浦亮一君	14番	豊川敏雄君
15番	柏田雅俊君	16番	佐々木一榮君
17番	大沢トモ子君	18番	北村勉君
19番	沢田良一君	20番	浦屋敷節男君
21番	鈴木幸雄君	22番	鳥谷部甚一郎君

4. 欠席委員 (1人)

23番 森田英里子君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地法第3条2項第5号の規定に基づく別段面積の設定について

議案第46号 五戸町農用地利用集積計画の決定について

議案第48号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 齊藤武美君

事務局次長・総務班長事務取扱 赤坂真弓君

主幹 黒沢満尋君

主幹 早狩千春君

7. 会議の概要

事務局(齊藤) ただ今から平成28年第10回総会を開会いたします。

はじめに、会長より御挨拶をお願い致します。

事務局長（齊藤） 議案第47号について、担当者から説明があります。

事務局（黒沢） 国の農地移動適正化あっせん事業実施要領等の一部改正があったために、五戸町農地移動適正化あっせん基準の改正が必要となり、三八地区県民局指導調整課担当者と協議いたしました。担当者が県庁構造政策課へ確認したところ、構造政策課からはこれから県において、農業経営基盤強化促進法の改正の改革を行う予定であり、その手続きが完了後にあっせん基準の改正を市町村へ指示するという回答が得られましたので、今回はまだ改正しないことを報告いたします。

議長（三浦房） ただ今の説明について、質疑ありませんか。

3番（中川原隆） 取下げをしたということですか。

事務局（黒沢） 協議のうえの段階では、取下げです。

3番（中川原隆） 今の案件について、取下げたのですか。

事務局（黒沢） 今の理由で取下げしました。

3番（中川原隆） 取下げの告示はしましたか。

事務局（赤坂） 農業会議にも確認して、総会で報告すれば良いとのことでした。

議長（三浦房） 他にありませんか。

（質問なしの声）

会長（三浦房） 本日は、大変お忙しいところ御参集下さいまして厚くお礼申し上げます。本日の総会の議事日程はお手元に配布してありますとおり、議案第44号から議案第46号、議案第48号の4件です。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（齊藤） 本日は、23番 森田 英里子 委員

から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

出席委員は23名中22名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、五戸町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行をお願いいたします。

議長（三浦房） これより日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（なしの声）

それでは、4番 佐々木 克文 委員

13番 三浦 亮一 委員

をお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の赤坂真弓事務局次長・総務班長事務取扱と早狩千春主幹を指名いたします。

議長（三浦房） それでは、日程第2業務報告について、事務局より業務報告の朗読と説明をお願いします。

事務局（赤坂） 「業務報告の朗読及び説明」

議長（三浦房） 青森県農業委員会シンポジウムと東北・北海道フォーラムについて、川崎良巳職代より説明願います。

2番（川崎良） 報告いたします。8月18日の青森県農業委員会シンポジウムですけれども、これからの農業委員会活動について話し合いが行なわれました。農地利用最適化推進委員を置く弘前市農業委員会と推進委員を置かなくても良い農業委員会として、鶴田町農業委員会の事例発表があり、これからの新しい制度での農業委員会の準備期間をどのように進めて行くかという意見等がありました。

また、8月31日の東北・北海道フォーラムについて、農地利用最適化に向けた農業委員会活動の強化について、全国農業会議事務局長の講演並びに北海道等の農業委員会の事例発表がありました。
以上です。

議長（三浦房） ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議長（三浦房） よろしいですか。以上で日程第2の業務報告を終わります。

議長（三浦房） ここで農地調査会、今月担当調査委員は

6番 上山和男 調査委員及び
14番 豊川敏雄 調査委員です。

調査委員席に着席してください。

議長（三浦房） それでは、日程第3の議案第44号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（早狩） それでは、議案書の1ページ議案第44号をご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案4件です。

1番から3番は売買による所有権移転に関する件、4番は贈与による所有権移転に関する件であります。1番から4番までは、別添調査書にありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ともに経営規模拡大と農業経営の安定を図るものであり機械、労働力、技術、地域との関係など見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考までに売買価格をお知らせいたします。1番の売買価格は●●●●●●●●●●円、10アールあたりにしますと約●●●●●●●●●●円、2番目の売買価格は●●●●●●●●●●円、10アールあたりにしますと約

●●●●●●●●円、3番目の売買価格は●●●●●●●●円、10アール当たりになりますと約●●●●●●●●円となっております。

以上です。

議長（三浦房） ただ今の説明に関連して、担当調査委員を代表して上山和男調査委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

上山調査委員 農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の1ページ議案第44号と参考資料の1ページを御覧ください。

9月5日に、三浦会長と豊川敏雄委員及び事務局職員2名で現地調査を行いました。

1番の農地は、譲渡人は北海道札幌市に在住しており、農地を耕作することが出来ないことから、今まで譲受人に農地の管理を頼んでいたため、譲り渡すものであります。また、譲受人も自分の田んぼと隣接しており、耕作しやすいため、譲り受けるものであります。

2番の農地は、隣接している譲受人に売買するものであります。譲受人の農地に道路が無く、この農地を買うことにより、作業効率を図るためのものであります。

3番の農地は、譲渡人は高齢になり、今後耕作することが無理なため、農業委員会へ相談をしており、また、譲受人も農地を探していたところ、農業委員会からこの農地の紹介を受け二人で話し合い売買するものであります。

なお、譲受人はこの農地を買い受け、にんにくと長芋を作付するものであります。

4番の農地は、譲渡人は高齢者で耕作が無理なことから、後継者である息子に贈与するものであります。なお、譲受人も今まで同様耕作して行くそうです。

以上で調査の結果の説明を終わります。

議 長（三浦房） ここで議題に入る前に暫時休憩いたします。

「暫時休憩」

議 長（三浦房） ただ今から休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（三浦房） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。
それでは採決いたします。

議案第44号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第44号は原案のとおり決定いたしました。

また、調査委員の方々ご説明ありがとうございました。指定席にお戻りください。

議 長（三浦房） 次に、日程第3の議案第45号「農地法第3条第2項第5号の規定に基づく別段面積の設定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局（赤坂） それでは、議案書の4ページ議案第45号をご覧ください。

農地法第3条第2項第5号に規定する別段面積の設定について審議を求めるものでございます。

設定区域は五戸町全域、別段面積は30アール、設定理由は、五戸町では、全農地に対する耕作放棄地が相当程度存在し、50アール未満の農家数が増加しても周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じる恐れが

ないと見こまれる。別段面積を30アールに設定することにより、農地の有効利用を図る観点から耕作意欲のある者や新規就農者等の参入を促進し、耕作放棄地解消と発生の未然防止に資するため設定するものであります。以上です。

議長（三浦房） ただいまの議案第45号について発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第45号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第45号は原案のとおり決定いたしました。

議長（三浦房） 次に日程第3議案第46号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

議長（三浦房） 議案第46号について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の5ページ議案第46号をご覧ください。

五戸町長より五農林第250号平成28年8月25日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案1件です。面積は9,588平方メートルです。

農地の所在は、大字倉石中市字寺久保39、畑、面積は9,588平方メートルで、3年間の賃貸借で賃借料は10アール当たり●●●●●●●●円となっております。

以上の計画要請の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。
議案第46号これより質疑に入ります。
質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議 長（三浦房） よろしいですか。
それでは、採決いたします。
議案第46号について、原案のとおり決定する事に賛成の
方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第46号は原案のとおり決定いた
しました。

議 長（三浦房） 次に、日程第3の議案第48号「荒廃農地調査に伴う農地・
非農地の判断について」を議題に供します。

議 長（三浦房） 議案第48号について、事務局より議案の朗読と説明をお
願います。

事務局（赤坂） それでは、議案書の6ページ議案第48号をご覧ください。
荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、ござい
ます。

今年度の農地パトロールの結果、農地法の運用について第4
の（3）に定める農地に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒
廃農地について、農地法第2条第1項の農地に該当しない非農地
として決定を求めるものでございます。

全部で28筆、67,025平方メートルです。以上です。

議 長（三浦房） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑あり
ませんか。

12番（鳥谷部孝） 4番は場所的にはどこですか。1町3反歩と面積が大きい
ですが。

事務局（赤坂） 4番は、大字豊間内字岩ノ脇沢41-3で、参考資料の23ページをご覧ください。場所的には山頂にあたります。周りも山林に囲まれているところです。

会長（三浦房） ここはですね、所有者の●●●さんは長芋が高い時に時分の山林をブルドーザで押し畑にしたそうです。また、畑にしたけれども思ったより地質が悪くて収量があがらなかったそうです。農地調査パトロール時に合って聞いたら、今後耕作出来るところでもないの、農業委員会にまかせるそうです。また、ここは何年も農地パトロールしているところであり、なお、周辺は自分の山林となっております。

3番（中川原隆） 参考資料の24ページをご覧ください。写真が載っていますので、24ページを参照していただければ、最初に言った山林に囲まれた農地で、今、会長が言ったとおり、前は長芋を作付して若いころは耕作していたが、今は年もとって耕作出来なくなったということで、そらしている状態でございます。さらに、山林に囲まれておりますので、あまり生産性が上がらない畑と見て来た訳であります。なお、所有者は農業経営を縮小しており貸したいという事もありますが、なかなか相手が見つからない状態です。基盤整備しても将来は難しいでしょうということで、B分類になったものです。以上です。

議長（三浦房） その他質疑ありませんか。

（質問・意見なし）

議長（三浦房） よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第48号について、原案のとおり決定する事に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（三浦房） 全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり決定いたしました。

議 長（三浦房） 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上を持ちまして、五戸町農業委員会第10回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成28年9月9日

五戸町農業委員会総会議長 三 浦 房 雄

議事録署名委員 佐々木 克 文

議事録署名委員 三 浦 亮 一

